

令和 7 年 9 月

萩市議会定例会議案（追加）

議 案 目 次

議案番号

件

名

9 3 萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

基準を定める条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第 93 号

萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

令和 7 年 9 月 25 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 萩市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年萩市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第 28 条第 2 項において準用する認定こども園法第 27 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

（萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 2 条 萩市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年萩市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

（萩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 3 条 萩市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年萩市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条中「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。